第E節　規制の枠組み

第一款　国内規制

第八・二十九条　適用範囲及び定義

1　この款の規定は、締約国による措置であって、次の事項に影響を及ぼす免許要件及び免許の審査に係る手続、資格要件及び資格の審査に係る手続並びに技術上の基準（注）に関連するものについて適用する。

注　この款の規定は、技術上の基準に関連する措置については、サービスの貿易に影響を及ぼす措置についてのみ適用する。

(a)　第八・二条(d)に定義する国境を越えるサービスの貿易

(b)　第八・二条(i)に定義する設立又は同条(p)に定義する運営

(c)　第八・二十四条の規定に基づくサービスの提供であって、一方の締約国の自然人の存在を通じて他方の締約国の領域において行われるもの

2　この款の規定は、次に規定する措置による免許要件及び免許の審査に係る手続、資格要件及び資格の審査に係る手続並びに技術上の基準については、適用しない。

(a)　第八・七条又は第八・八条の規定に適合しない措置であって第八・十二条1(a)から(c)までに規定するもの及び第八・十五条又は第八・十六条の規定に適合しない措置であって第八・十八条1(a)から(c)までに規定するもの

(b)　第八・十二条2に規定する措置及び第八・十八条2に規定する措置

3　この款の規定の適用上、「権限のある当局」とは、中央、地域若しくは地方の政府若しくは公的機関又は中央、地域若しくは地方の政府若しくは公的機関によって委任された権限を行使する非政府機関であって、サービスの提供（設立を通じたものを含む。）に係る許可又はサービス以外の経済活動に従事するための企業の設立に係る許可に関する決定を行う権限を有するものをいう。

第八・三十条　免許及び資格の条件

各締約国の免許要件及び免許の審査に係る手続並びに資格要件及び資格の審査に係る手続に関連する措置については、次の基準に基づくものとする。

(a)　明確性

(b)　客観性

(c)　透明性

(d)　事前の公の利用可能性

(e)　利用の容易性

第八・三十一条　免許及び資格の審査に係る手続

1　免許及び資格の審査に係る手続については、明確な及び事前に公表されるものとし、また、申請が客観的かつ公平に取り扱われることを確保するようなものとする。

2　免許及び資格の審査に係る手続については、可能な限り簡易なものとし、また、当該手続自体がサービスの提供又は他の経済活動の遂行に対する制限とならないものとする。申請者が申請に際して負担する許可に係る手数料（注）については、合理的なかつ透明性のあるものであるべきであり、また、当該手数料自体がサービスの提供又は他の経済活動の遂行を制限してはならない。

注　許可に係る手数料は、天然資源の利用料、オークション、入札その他の差別的でない手段による特許の付与のための支払及びユニバーサル・サービスの提供のための強制的な負担を含まない。

3　許可の手続において権限のある当局が用いる手続及び権限のある当局が行う決定は、全ての申請者について公平なものとする。権限のある当局は、独立した態様で決定を行うべきであり、また、許可が必要なサービスを提供する者又は許可が必要な経済活動を遂行する者に対して利害を有すべきでない。

4　権限のある当局は、申請を提出するための一定の期間が存在する場合には、申請者に対し、申請を提出するための合理的な期間を認める。権限のある当局は、申請の審査を不当に遅滞することなく開始する。権限のある当局は、可能な場合には、紙の様式による申請と同様に真正であるとの条件に基づいて、電子的な様式による申請を受理すべきである。

5　権限のある当局は、不備のない申請の提出から合理的な期間内に、最終的な決定を含む当該申請の審査を完了する。各締約国は、申請の審査のための指標となる日程を定めるよう努め、及び当該日程が定められた場合には、当該日程を公に利用可能なものとする。

6　権限のある当局は、不備があると認める申請を受領した後合理的な期間内に、申請者にその旨を通知し、並びに実行可能な範囲内で、当該申請を完全なものとするために必要な追加の情報を特定し、及び不備を補正する機会を与える。

7　権限のある当局は、可能な場合には、原本に代えて認証された写しを受理すべきである。

8　権限のある当局は、申請者による申請を拒否する場合には、当該申請者に対し、原則として書面により、及び不当に遅滞することなく、その旨を通知する。当該権限のある当局は、また、当該申請者の要請があった場合には、当該申請を拒否した理由及びその拒否の決定に対する不服申立ての日程を当該申請者に通知する。

9　権限のある当局は、適当な検討に照らして申請者が許可の取得のための条件を満たすと認める場合には、速やかに許可を与える。

10　権限のある当局は、許可を与えた場合には、不当に遅滞することなく当該許可に規定する条件に従って当該許可の効力が生ずることを確保する。

第八・三十二条　技術上の基準

各締約国は、自国の権限のある当局に対し、技術上の基準を採用する場合には、開かれた、かつ、透明性のある手続を通じて策定された技術上の基準を採用するよう奨励し、及び技術上の基準を策定するために指定された団体に対し、開かれた、かつ、透明性のある手続を利用するよう奨励する。

第二款　一般に適用される規定

第八・三十三条　一般に適用される措置の実施

1　各締約国は、一般に適用される全ての措置であって、サービスの貿易に影響を及ぼすものが合理的、客観的及び公平な態様で実施されることを確保する。

2　1の規定は、次のものについては、適用しない。

(a)　措置のうち、第八・七条又は第八・八条の規定に適合しない点であって第八・十二条1(a)から(c)までに規定するもの及び第八・十五条又は第八・十六条の規定に適合しない点であって第八・十八条1(a)から(c)までに規定するもの

(b)　第八・十二条2に規定する措置及び第八・十八条2に規定する措置

第八・三十四条　行政上の決定に関する審査手続

1　各締約国は、次の事項に影響を及ぼす行政上の決定について、他方の締約国の企業家又はサービス提供者であって当該影響を受けたものの要請に応じ、司法裁判所、仲裁裁判所若しくは行政裁判所又は司法上の、仲裁による若しくは行政上の手続であって、速やかに当該行政上の決定を審査し、及び正当とされる場合には適当な救済を与えるものを維持する。

(a)　第八・二条(d)に定義する国境を越えるサービスの貿易

(b)　第八・二条(i)に定義する設立又は同条(p)に定義する運営

(c)　第八・二十四条の規定に基づくサービスの提供であって、一方の締約国の自然人の存在を通じて他方の締約国の領域において行われるもの

2　各締約国は、1に規定する手続が1に規定する行政上の決定について責任を有する当局から独立したものでない場合には、当該手続において実際に客観的かつ公平な審査が行われることを確保する。